

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1) 計画策定の背景

本市では、平成 21 (2009) 年 4 月 1 日に施行した豊川市環境基本条例に基づき、平成 22 (2010) 年 3 月に「豊川市環境基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、平成 27 (2015) 年 3 月に一部改訂を行いました。前計画は、『環境行動都市 とよかわ ～次世代に誇れるまちをつくろう～』を将来像とし、本市の環境を良好な状態で保全・創出し、次世代に誇りを持って引き継げるまちの形成を目指していきました。

また、平成 27 (2015) 年 3 月には、地球温暖化対策推進法第 20 条第 2 項に基づき、「豊川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、市域の市民活動や事業活動等に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

こうした中、国際的には 2 つの大きな出来事がありました。1 つは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015 年 9 月の国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されたことです。この 2030 アジェンダは、先進国と開発途上国共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に、「持続可能な開発目標 (SDGs)」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されています。

もう 1 つは、2015 年 11 月～12 月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されたことです。パリ協定は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つことなどを目標とし、この目標達成のため、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡等を目指すことが規定され、全ての国に削減目標・行動の提出・更新が義務付けられるなど、地球温暖化対策の新たなステージを切り開くものです。

こうした国際的な動向を踏まえ、国では、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」、平成 30 年 5 月には「第五次環境基本計画」を閣議決定し、同年 6 月には「気候変動適応法」を公布、11 月には「気候変動適応計画」を閣議決定しました。このように、環境政策は大きな転換期を迎えています。



■持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール

(2) 計画策定の目的

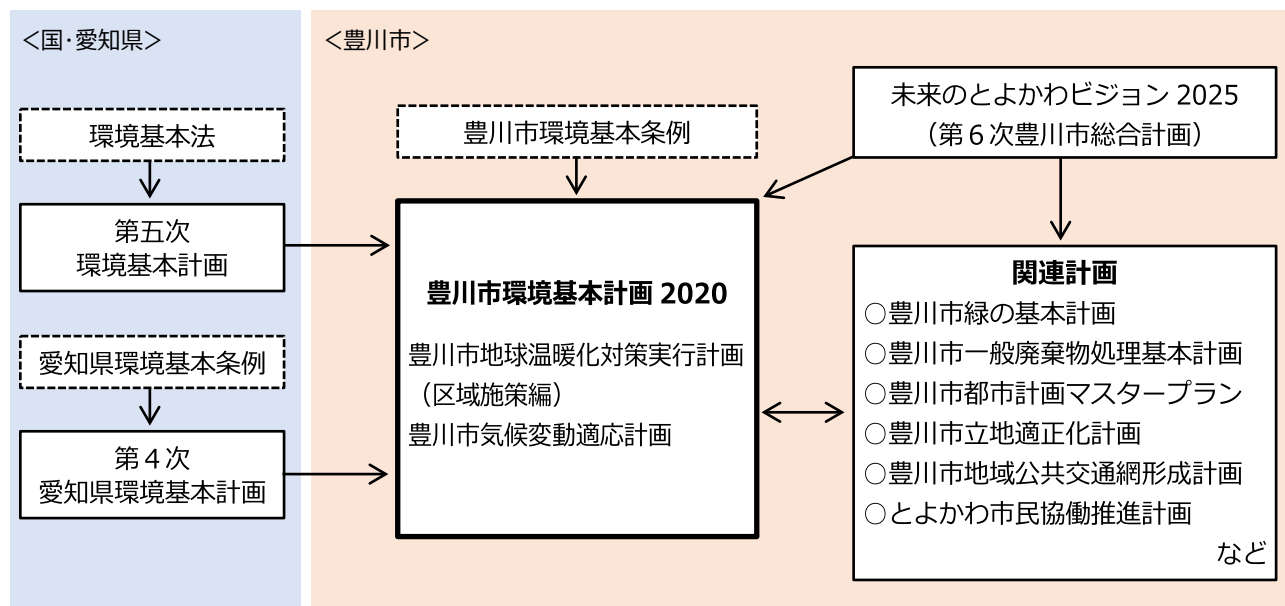
国内外において環境政策が大きな転換点を迎える中、本市では、前計画が令和元（2019）年度をもって10年間の計画期間が満了となり、令和2（2020）年度を初年度、令和11（2029）年度を目標年度とする「豊川市環境基本計画2020」（以下、「本計画」という。）を策定する必要があります。

本計画の策定にあたっては、国内外の動向を踏まえるとともに、豊川市環境基本条例第9条の規定に基づき、本市の目指す将来像、環境目標及び環境指標を掲げ、その環境目標を達成するための取組として、市の施策、市民・事業者の行動を示します。

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

なお、地球温暖化対策に関する個別計画である「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「豊川市気候変動適応計画」を策定・内包し、環境の保全や創造に関する取組を総合的かつ計画的に推進していくこととします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度を初年度、令和11（2029）年度を目標年度とする10年間とします。

なお、本計画に内包する「豊川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」においては、国の「地球温暖化対策計画」の目標年度が2030年度であることから、温室効果ガス排出量の削減目標を2030年度に設定しています。

また、本市の環境・経済・社会を取り巻く状況の変化等を踏まえ、概ね5年後を目途に見直しを検討します。



4 計画の対象範囲

公害対策から始まった環境政策は、その後、気候変動問題、廃棄物問題、生物多様性問題などへと広がりを見せ、依然として、様々な解決すべき課題が私たちを取り巻いています。

本計画では、こうした日常の身近な問題から地球規模の問題まで、幅広い分野に対応するために、生活環境、都市環境、自然環境、歴史的・文化的環境、地球環境を対象範囲とします。

なお、対象とする地域は、市内全域とします。